

①教職課程の内容を整理し、特別支援学校学習指導要領を根拠とする内容（自立活動に関すること等）や発達障害を明確に位置づけ

②特別支援学校の教職課程コアカリキュラムを策定

※コアカリキュラムとは教職課程で共通的に修得すべき資質能力として、教職課程を構成する科目に含めることが必要な事項ごとに到達目標等を示したもの。小学校等の教職課程の大半の科目について作成されている。

小学校等の教職課程コアカリキュラム（抄）

事項：特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

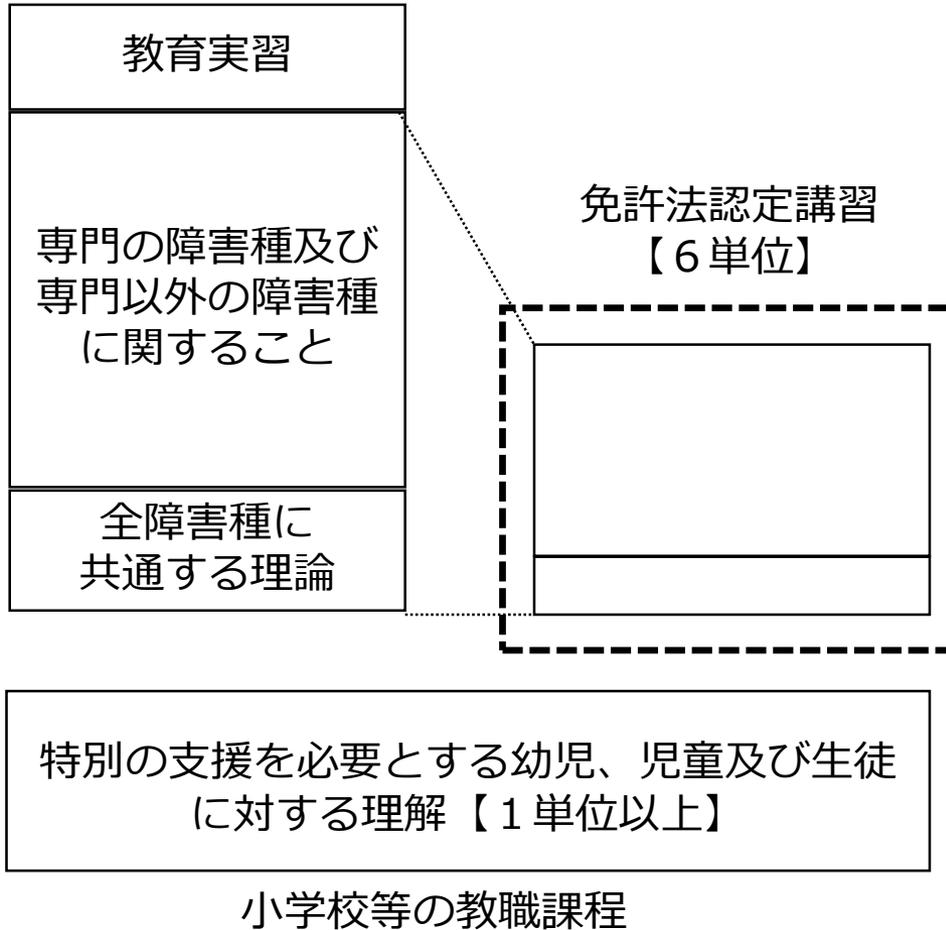
到達目標：

- 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
- 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
- 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

③学修の成果を高める工夫（例えば事例共有等）

特別支援教育を担う教員の専門性に関する改革の方向性（案）イメージ② （現職教員関係）

特別支援学校の新教職課程 【26単位】



小学校等
教員

④特別支援学級、通級担当
教員について、免許法認
定講習等のうち特別支援
学級担当等として役立つ
もの（例えば、自立活動
に関すること、発達障害
等）の取得を推進
※都道府県教育委員会に
おいて、通常の学級を担
任にする者についても同
様の単位取得を推奨

特別支援学級、
通級担当教員等

⑤現職教員について、研修
プログラム開発

※教育職員免許法には、都道府県教育委員会（授与権者）が行う検定によって教員免許状を授与する制度がある。本制度を通じて、現在、小学校等の普通免許状保有者が特別支援学校の二種免許状を取得する例が多くがあるが、この場合、①特別支援学校の教員（小学校等の教員を含む）としての勤務聡明を要する在職年数3年、②免許法認定講習等において修得を要する単位数6単位が必要であり、都道府県教育委員会等において免許法認定講習等が行われている。

※免許法認定講習等とは、一定の教員免許状を有する現職教員の方が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習等のこと。